

鶴岡市スポーツ強化後援会競技団体指導者養成・研修事業費交付要綱

平成29年7月12日決裁

1 目的及び交付

会長は、地元選手の競技力の向上を目的に特定非営利活動法人鶴岡市スポーツ協会加盟競技団体が実施する指導者の資質向上のための事業に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で「競技団体指導者養成・研修事業費（以下、「指導者養成・研修事業費」という。）」を交付する。

2 交付対象者

この指導者養成・研修事業費の交付対象者は、特定非営利活動法人鶴岡市スポーツ協会に加盟する競技団体とする。ただし、鶴岡市ゲートボール連合会を除く。

3 交付対象事業

指導者養成・研修事業費の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 指導者の養成に関する事業
- (2) 指導者の研修に関する事業

4 交付対象経費

この助成金の交付対象となる経費は、事業の実施に要する経費とし、別表に定めるところによる。

5 交付する額

指導者養成・研修事業費の額は、交付対象経費の合計額以内とし、事業の内容及び効果を勘案して算定する額とする。

6 交付申請書及び実績報告書の添付書類

交付申請書（様式1）に添付すべき書類は、「実施要項又は事業の案内文書等、事業内容が把握できる書類」及び「予算書（様式3）」とする。また、実績報告書（様式2）には「決算書（様式3）」を添付しなければならない。

7 事業の経理等

事業実施者は、この事業に係る経費の帳簿及びすべての証拠書類を備え、その収支の状況を明らかにしておくとともに、事業の完了の日の属する年度の終了後10年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

8 実績報告書の提出期限

この事業の実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

附 則（令和5年3月16日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る事業費から適用する。

別表

競技団体指導者養成・研修事業費交付対象経費	
報償費	・講師・指導者等への謝金
旅費	・講師・指導者等の交通費・宿泊費 ・指導者養成・研修のための交通費・宿泊費
消耗品費	・事務用品、研修必需品代等
印刷製本費	・チラシ、パンフレット、資料等の印刷代等
通信費	・郵便料等
保険料	・傷害保険等
使用料	・会場使用料、車借上げ料、レンタル機器の使用料等
食糧費	・講師・指導者・研修事業運営スタッフ昼食代、お茶、 スポーツドリンク代等
・その他会長が特に認めたもの	

※ 補助対象外経費：人件費、備品購入費、懇親会費